

（機構の会員となる手続）

第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 （略）

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事）の氏名

三・四 （略）

2 （略）

（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）

第十九条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 （略）

（機構の会員となる手続）

第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事）の氏名

三 本店又は主たる事務所の所在地（外国銀行支店の場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行（次項において「外国銀行」という。）の同条第一項に規定する主たる外国銀行支店の所在地。次条第一項において同じ。）

四 申請の日

2 前項の申請書には、定款（外国銀行支店の場合にあつては、定款又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の性質を識別するに足りる書類）その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。

（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）

第十九条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下このイ及びハ並びに第二十条の四第一項第一号イ及びハにおいて同じ。）により、長期の債務（物上担保若しくは保証又は劣後的内容を有する特約が付されているものを除く。以下このイ及びハ並びに第二十条の四第一項第一号イ及びハにおいて同じ。）を履行する能力（保険金を支払う能力を含む。以下このイにおいて同じ。）について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該

一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ イに規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める者(ハ並びに第二十条の四第一項第一号ロ及びハにおいて「準指定格付機関」という。)によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。)である銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社(以下「子銀行等」という。)の株式の当該者による取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一 以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

二 一の会員から特別株式買取りの申込みがあつた株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める株式数を超えないこと。

イ (略)

ロ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割(当該会社分割により銀行及び長期信用銀行が設立され又は事業を承継したものに限る。)によりその有する資産及び負債の移転を行った会社(以下この号及び次項において「分割会社」という。)である場合、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割後に引き続き保有することとなった株式数を当該会社分割の直前において保有していた株式数から当該会社分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(ホにおいて「分割会社株式数」という。)か

二 一の会員から特別株式買取りの申込みがあつた株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める株式数を超えないこと。

イ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に合併後存続した者又は設立された者である場合、当該合併の当事者(銀行等に限る。)が平成十三年三月三十一日にそれぞれ保有していた株式数を合算したもの(当該合併の当事者及び当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ロ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に分割(当該分割により銀行及び長期信用銀行が設立され又は事業を承継したものに限る。)によりその有する資産及び負債の移転を行った会社(以下この号及び次項において「分割会社」という。)である場合、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該分割までに当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該分割後に引き続き保有することとなった株式数を当該分割の直前において保有していた株式数から当該分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(ホにおいて「分割会社株式数」という。)から、当該分割後に当該一の

ら、当該会社分割後に当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除いたもの

ハ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割(当該会社分割に係る分割会社が銀行又は長期信用銀行であるものに限る。)により設立された会社である場合 当該分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の会員が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数から当該会社分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ニ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割(当該会社分割に係る分割会社が銀行又は長期信用銀行であるものに限る。)により事業を承継した会社(ホにおいて「承継会社」という。)である場合 当該分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の会員が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数から当該会社分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(ホにおいて「承継会社株式数」という。)と、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ホ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割に係る分割会社である場合であつて、当該会社分割と併せて行われた他の会社分割に係る承継会社であるとき。当該一の会員が分割会社である場合における分割会社株式数と、当該一の会員が承継会社である場合における承継会社株式数とを合計したもの(当該会社分割後に当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ヘ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に事業の譲受け(銀行等からの事業の譲受けに限る。)に伴い株式を取得した者である場合 当該事業を譲渡した者が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該譲渡までに当該譲渡した者が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該譲受けにより当該一の会員が取得した株式数を当該譲渡した者が当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたものと、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ト 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に事業の譲渡(銀行等への事業の譲渡に限る。)に伴い株式を譲渡した者である場合 当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保

会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除いたもの

ハ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に分割(当該分割に係る分割会社が銀行又は長期信用銀行であるものに限る。)により設立された会社である場合 当該分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該分割までに当該分割会社が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該分割により当該一の会員が承継した株式数を当該分割会社が当該分割の直前において保有していた株式数から当該分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ニ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に分割(当該分割に係る分割会社が銀行又は長期信用銀行であるものに限る。)により営業を承継した会社(ホにおいて「承継会社」という。)である場合 当該分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該分割までに当該分割会社が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該分割により当該一の会員が承継した株式数を当該分割会社が当該分割の直前において保有していた株式数から当該分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(ホにおいて「承継会社株式数」という。)と、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ホ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に分割に係る分割会社である場合であつて、当該分割と併せて行われた他の分割に係る承継会社であるとき。当該一の会員が分割会社である場合における分割会社株式数と、当該一の会員が承継会社である場合における承継会社株式数とを合計したもの(当該分割後に当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ヘ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に営業又は事業の譲受け(銀行等からの営業又は事業の譲受けに限る。)に伴い株式を取得した者である場合 当該営業又は事業を譲渡した者が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該譲渡までに当該譲渡した者が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該譲受けにより当該一の会員が取得した株式数を当該譲渡した者が当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたものと、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ト 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に営業又は事業の譲渡(銀行等への営業又は事業の譲渡に限る。)に伴い株式を譲渡した者である場合 当該一の会員が平成十三年



三・四 (略)

(発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の四 法第三十八條の二第四項において準用する法第三十八條第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

- 三 当該会社が平成十三年四月一日以後に事業を譲渡した場合 当該事業を譲り受けた会社
- 四 前三号に定める会社が前三号に掲げる区分に該当した場合 前三号に掲げる区分に並び前三号に定める会社

(発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の四 法第三十八條の二第四項において準用する法第三十八條第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

二 一の発行会社からの株式の買取りの申込みがあつた株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める株式数を超えないこと。

イ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に合併後存続した会社又は設立された

二 一の発行会社からの株式の買取りの申込みがあつた株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める株式数を超えないこと。

イ (略)

ロ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に会社分割によりその有する資産及び負債の移転を行った会社(以下この号において「分割会社」という。)である場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割後に引き続き保有することとなった株式数を当該会社分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(ホにおいて「分割会社株式数」という。)から、当該会社分割後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除いたもの

ハ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に会社分割により設立された会社である場合 当該会社分割に係る分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の発行会社が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ニ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に会社分割により事業を承継した会社(ホにおいて「承継会社」という。)である場合 当該会社分割に係る分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の発行会社が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(ホにおいて「承継会社株式数」という。)と、当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ホ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後の会社分割に係る分割会社である場合であつて、当該会社分割と併せて行われた他の会社分割に係る承継会社であるとき。当該一の発行会社が分割会社である場合における分割会社株式数と、当該一の発行会社が承継会社である場合における承継会社株式数とを合計したもの(当該会社分割後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ヘ(略)

会社である場合 当該合併の当事者が平成十三年三月三十一日にそれぞれ保有していた株式数を合算したもの(当該合併の当事者及び当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ロ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に分割によりその有する資産及び負債の移転を行った会社(以下この号において「分割会社」という。)である場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該分割までに当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該分割後に引き続き保有することとなった株式数を当該分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(ホにおいて「分割会社株式数」という。)から、当該分割後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除いたもの

ハ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に分割により設立された会社である場合 当該分割に係る分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該分割までに当該分割会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該分割により当該一の発行会社が承継した株式数を当該分割会社が当該分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ニ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に分割により営業を承継した会社(ホにおいて「承継会社」という。)である場合 当該分割に係る分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該分割までに当該分割会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該分割により当該一の発行会社が承継した株式数を当該分割会社が当該分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(ホにおいて「承継会社株式数」という。)と、当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ホ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後の分割に係る分割会社である場合であつて、当該分割と併せて行われた他の分割に係る承継会社であるとき。当該一の発行会社が分割会社である場合における分割会社株式数と、当該一の発行会社が承継会社である場合における承継会社株式数とを合計したもの(当該分割後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ヘ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に事業の譲受けに伴い株式を取得した会社である場合 当該事業を譲渡した者が平成十三年三月三十一日に保有していた株式

式数(当該譲渡までに当該譲渡した者が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該譲受けにより当該一の発行会社が取得した株式数を当該譲渡した者が当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたものと、当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ト 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に事業の譲渡に伴い株式を譲渡した会社である場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該譲渡までに当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該譲渡後に引き続き保有することとなった株式数を当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(当該譲渡後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

チ イからトまでに掲げる場合以外の場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

2 第十九条第二項の規定は前項第二号の一の発行会社について、同条第三項の規定は同号の株式の買取りの申込みがあつた株式数について、それぞれ準用する。